



こんな時どうするの？

1. 子どもを、知らない方にあずけるのがちょっと不安で…

提供会員は、資格の有無に関わらず子どもの好きな方で、協力したいという方たちです。

年齢もさまざまですが、事前に打ち合わせをしてお互い納得いただいた上でお願いしますので、ご安心ください。

2. 急な残業になってしまった時、お願いできるの？

対応できる提供会員がいれば可能です。但し、センターの開設時間外で連絡がとれない時や、どなたも対応できない時はお断りさせていただくこともあります。ご了承ください。

3. 夜遅い時間になるお預かりも大丈夫？

提供会員の承諾が得られれば、可能です。但し、宿泊は不可です。

4. 食事の時間(朝食・昼食・夕食)をはさむ時は、どうしたらいいの？

持参いただくのが原則ですが、やむを得ず提供会員にお願いする時には、依頼時にご相談ください。食事の費用は別途必要になります。

5. 土曜・日曜・祝日でも、依頼していいの？

お預かりできる提供会員がいれば可能です。但し、休みの日は対応できる提供会員が少ないので依頼したい日時が決まりましたら、早めにセンターへご連絡ください。

6. 熱があっても預かってもらえるの？

体調不良時の預かりは、お子様の気持ちや急変時の対応を考慮してお断りしています。

感染性疾患(インフルエンザ・ノロウイルス・水疱瘡・おたふくなど)に伴い学級閉鎖となった場合、その子が発症していなくてもお預かりはできません。病気の回復期においては、提供会員の同意があれば活動可能です。

7. 子どもが3人います。3人一緒に預かってもらえるの？

お預かり可能な提供会員がいれば大丈夫です。

8. 会員である知り合いに、直接お願いしてもいいのかしら？

センターを通さない依頼は、保険が適応されません。センターを通して依頼をお願いします。

9. 家で見てもらいたいのですが…

依頼会員宅でのお預かりは行っていません。お預かりの場所は、基本的には子どもの安全を確保できる提供会員宅になります。ご希望があれば、市内の公立支援センターや児童館でもお預かり可能です。

10. 学校終了後に迎えに行ってもらい、そのまま習い事へ送迎してもらえますか？

可能です。ただしファミサポには「大人から大人へ引き渡す」という大切なルールがあります。習い事の施設前で車から降ろしたり、下校の途中でお子さんを拾うことはできません。また事前に、学校と習い事先に提供会員さんが送迎することを、きちんと伝えてください。

11. 活動報酬は確定申告が必要ですか？

援助活動で支払われた報酬は、税制上では雑所得となります。給与所得者は、雑所得が20万円を超えると確定申告(年末調整)の対象となります。援助活動の報酬以外に所得がない場合は、報酬額から経費を差し引いた額が38万円(基礎控除)を超えないときは、確定申告(年末調整)は必要ありません。詳しくは税務署もしくは税務課におたずねください。

12. 当日のキャンセル料はいくらですか？

依頼している活動時間の長さに関わらず、月曜～金曜日の7時～19時までの依頼の場合は350円、それ以外の依頼の場合は400円になります。ご兄弟のいる場合は、2人目以降半額になります。

13. 送迎について、運送業法上の問題はないのかしら…？

令和6年3月5日、子ども家庭庁成育局成育環境課からの事務連絡「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)における保育施設等までの送迎に係る留意点について」のなかで、送迎はこどもの預かりに付随して行われるものであるとの見解が示されており、道路運送法上の問題はありません。(白タク行為には当たりません。)

14. 事前打ち合わせはしたほうがいいの…？

当日の円滑な活動のために必ず行ってください。どんな方にお子さんを預けるのか、どんなお子さんを預かるのか、また料金の支払い方やアレルギーの有無など、お互いに確認しましょう。

事前打ち合わせの場所は、送迎の場合は依頼会員宅や送迎場所(保育園や学童など)で、お預かりの場合は提供会員宅での打ち合わせがよいでしょう。なお、事前打ち合わせは報酬は発生しません。

15. 子供が熱を出して園からお迎えの連絡が来たときに、お迎えをお願いできますか？

栃木市のファミリー・サポート・センターでは、病児・病後児の預かりは対応していないので、このような依頼はお受けできません。